

2) 大気汚染状況常時監視における各種測定機器の保守点検業務委託に係る貸付物品について、財務規則第161条に定める物品貸付調査及び貸付物品返却調査が作成されていなかった。	<p>すい場所に保管することで、再発防止に努めた。</p> <p>2) (発生原因の検証結果) 大気汚染状況常時監視におけるシステム保守点検業務委託において、パソコンを受託者に貸し出しているが、物品貸付調査及び貸付物品返却調査を作成することを失念していた。</p> <p>(今後の対応策等) 令和4年度の同事業において、物品貸付調査を直ちに作成した(R4.6.22)。 令和5年3月末の返却時に貸付物品返却調査を作成することを失念しないよう担当内で周知するとともに、「指摘・対応ファイル」を作成し、確認しやすい場所に保管することで、再発防止に努めた。</p>
---	---

監査対象機関	環境・エネルギー部 環境整備課
監査対象期間	令和3年度
監査実施日	令和4年6月15日、7月19日
監査の結果	謹じた措置

<p>(指導事項) 1件(収入1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>①廃棄物不法投棄に対する行政代執行撤去費用 過年度分 先数 2件 198,717,572円</p> <p>②廃棄物不法投棄に対する行政代執行撤去費用に係る延滞金 過年度分 先数 9件 1,419,000円</p> <p>③産業廃棄物不適正処理に対する行政代執行撤去費用 過年度分 先数 5件 745,409,963円</p>	<p>1) (今後の対応策等) ①廃棄物不法投棄に対する行政代執行撤去費用 ・「日向処分場事件」については、債務者は1個人であり、現在、行方不明である。住民票などを取得し住所移動してはいないか確認し、親族に連絡をとっているが有益な情報は得られていない。 ・預貯金の差押えにより、令和4年4月1日から令和4年11月30日までに99,120円を徴収した。 今後、債務者の所在確認、財産調査等を行い債権回収に努める。 ・「大月市内不法投棄事件」については、債務者は1個人であり、現在、行方不明である。住民票などを取得したところ債務者の親族の住所に転居していることが判明し、訪問した有益な情報は得られていない。 ・預貯金等の差押えを実施してきたが、今後、債務者の所在確認、財産調査等を行い債権回収に努める。 ②産業廃棄物不法投棄に対する行政代執行撤去費用延滞金 ・平成27年度分の行政代執行撤去費用延滞金については、債務者は2法人7個人であり、分割での納付を得ている。 令和4年4月1日から令和4年11月30</p>
---	--

監査対象機関	産業労働部 産業政策課
監査対象期間	令和3年度
監査実施日	令和4年6月24日、8月10日
監査の結果	謹じた措置

<p>(指導事項) 3件(給与3)</p> <p>1) 同一週内に振替ができなかったため、1週間の勤務が38時間45分を超えた勤務があったとして、勤務1時間当たりの給与額に25/1000の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給していたが、当該週に休日があったため、1週間の勤務時間が38時間45分を超えておらず、時間外勤務手当が課税されて支給されていた。</p>	<p>日まで70,500円を徴収した。 納付がない者に対しては、適宜督促を行い、毎月の納付状況を注視し遅延なく納付させ債権回収に努める。 ③産業廃棄物不適正処理に対する行政代執行撤去費用 ・債務者が3法人、2個人である。定期的に、金融機関の預貯金の状況等の財産調査を実施している。また、債務者と打ち合わせの機会を設けて毎月定額の納入を求めたところ、定期的に納付している状況である。 金融機関に対する財産調査を実施してきたが、預貯金の差押えにより、令和4年4月1日から令和4年11月30日までに567,302円を徴収した。 今後、預貯金や所有財産の差押え等の措置を実施し、債権回収に努める。</p>
<p>(指導事項) 3件(給与3)</p> <p>1) 同一週内に振替ができなかったため、1週間の勤務が38時間45分を超えた勤務があったとして、勤務1時間当たりの給与額に25/1000の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給されていた。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) 支給対象となる振替命令は行っていたが、その週に「休日」があることの確認を怠ったため、1週間の勤務時間が38時間45分を超えていないにもかかわらず、時間外勤務手当を支給した。 (今後の対応策等) 当該職員に係る時間外勤務手当は、返還済みである。休日の振替に係る制度運用が適切に行われるよう、改めて部内の庶務担当職員に周知するとともに、時間外勤務手当を集計する際には複数職員で確認するなど、課内におけるチェックを入念に実施し、適正な事務処理の徹底を図る。 2) (発生原因の検証結果) 支給対象となる振替命令は行っていたが、振替日前に振替勤務の命令を取り消したことに對しての確認を怠ったため、休休日における時間外勤務手当を支給すべきところ、週38時間45分を超えて勤務したとして、25/1000の時間外勤務手当を支給した。 (今後の対応策等) 返還よりも支給の方が高額であるため、実績の修正により、当該職員に係る時間外勤務手当は、支給済みである。休休日の振替に係</p>

<p>3) 夜間勤務手当について、過大に支給されているものがあつた。</p>	<p>る制度運用が適切に行われるよう、改めて部内の庶務担当職員に周知するとともに、時間外勤務手当を集計する際には複数職員で確認するなど、課内におけるチェックを人念に実施し、適正な事務処理の徹底を図る。</p> <p>3) (発生原因の検証結果) 夜間勤務手当の時間数に対して実績入力時に確認を怠つたため、過大に夜間勤務手当を支給した。</p> <p>(今後の対応策等) 当該職員に係る夜間勤務手当は、返還済みである。今後は、担当者の引継書に留意事項として記載し再発防止を図るとともに、チェック機能を担っている課員にも周知を徹底し、適正な事務処理に努める。</p>
--	---

<p>産業労働部 成長産業推進課</p>	<p>産業労働部 産業振興課</p>
<p>監査対象機関 令和3年度</p>	<p>産業労働部 産業振興課</p>
<p>監査実施日 令和4年6月8日、8月10日</p>	<p>令和3年度</p>
<p>監査の結果</p>	<p>令和4年6月8日、8月10日</p>
<p>(指導事項) 1件 (収入1) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。 創成技術研究開発費補助金の交付決定一部取消処分に伴う補助金返還金 過年度分 先数 1件 1,250,000円</p>	<p>講じた措置</p> <p>1) (発生原因の検証結果) 事業者の業績が芳しくなく、一括返還が出来なかつたため、分割による返還を受けることとなつた。 (今後の対応策等) コロナ禍の影響により売上が大幅に減少している状況にあることから、業況の回復を待ちながらも、これまでと同様に電話や訪問により良好な関係を保ちつつ、定期的に支払の催促を継続する。 金融機関などからの新規借入れの際や、業況の回復により資金繰りが改善したと判断される場合には、一括返還を求めていく。</p>

<p>産業労働部 産業振興課</p>	<p>産業労働部 産業振興課</p>
<p>監査対象機関 令和3年度</p>	<p>産業労働部 産業振興課</p>
<p>監査実施日 令和4年6月8日、8月10日</p>	<p>令和3年度</p>
<p>監査の結果</p>	<p>令和4年6月8日、8月10日</p>
<p>(指導事項) 1件 (収入1) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。 ①中小企業高度化資金貸付金償還金 過年度分 先数 1件 85,142,670円 ②小規模企業者等設備導入資金貸付金償還金 過年度分 先数 2件 6,066,000円</p>	<p>講じた措置</p> <p>1) (今後の対応策等) ①中小企業高度化資金貸付金償還金について収入未済となつている貸付先については、主債務者及び全連帯保証人(1組合、2個人)の破産手続が終結済みであるため、果が回収のために取り得る手段がない状況である。今後、出納局管理課が定めた「税外</p>

<p>収入未収金に係る権利放棄の判断基準」を満たしたところで、議会に対して権利放棄を提案する予定である。 ②小規模企業者等設備導入資金貸付金償還金について 債権管理回収業務の委託業者と連絡を図りながら、主債務者及び連帯保証人との交渉を行った結果、令和4年4月1日から令和4年12月1日までに2先から125,000円の償還を受け、うち1先については元金の完済に至つた。収入未済の残額については、引き続き回収に向けた努力を続ける。 令和4年12月1日時点残高 1件 5,941,000円</p>	<p>収入未収金に係る権利放棄の判断基準」を満たしたところで、議会に対して権利放棄を提案する予定である。 ②小規模企業者等設備導入資金貸付金償還金について 債権管理回収業務の委託業者と連絡を図りながら、主債務者及び連帯保証人との交渉を行った結果、令和4年4月1日から令和4年12月1日までに2先から125,000円の償還を受け、うち1先については元金の完済に至つた。収入未済の残額については、引き続き回収に向けた努力を続ける。 令和4年12月1日時点残高 1件 5,941,000円</p>
---	---

<p>産業労働部 労政雇用課</p>	<p>産業労働部 労政雇用課</p>
<p>監査対象機関 令和3年度</p>	<p>産業労働部 労政雇用課</p>
<p>監査実施日 令和4年7月13日、8月10日</p>	<p>令和3年度</p>
<p>監査の結果</p>	<p>令和4年7月13日、8月10日</p>
<p>(指導事項) 1件 (収入1) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。 緊急雇用創出事業に係る不当事項に果が被つた損害の賠償金 過年度分 先数 1件 17,228,546円</p>	<p>講じた措置</p> <p>1) (今後の対応策等) 既に法令等の規定に基づき、催促状の送達や債務者への訪問催促を行ったが、納付されなかつたため、訴訟を行い、勝訴した。引き続き債務者の状況確認及び債権回収に努める。 H29. 8.25 甲府地方裁判所に提訴 H29. 10.31 判決 (勝訴) H29. 11.18 判決確定 H29. 12. 5 会社所在地への納付書入りの催告書を送付。 H30. 1.26 東京地方裁判所立川支部に債権差押命令申立書を提出。 H30. 1.29 差押命令が出されるが、債権の存在は確認できなかつた。 H30. 5.21 会社所在地へ納付書を再送付。 H30. 12. 3 商業登記簿により債務者の状況確認 (変更なし) 以後各年度2回、商業登記簿により債務者の状況確認を行うとともに、各年度1回会社所在地へ納付書を再送付した。 (直近の状況) R 4.4.18 商業登記簿により債務者の状況確認 (変更なし) R 4.5.2 会社所在地へ納付書を再送付。 R 4.11.25 商業登記簿により債務者の状況確認 (変更なし) R 4.12.2 会社所在地を訪問し、事業状況等</p>

について代表者から聞き取りを行った。

監査対象機関	観光文化部 観光文化政策課	
監査対象期間	令和3年度	
監査実施日	令和4年6月14日、8月17日	
	監査の結果	講じた措置
(指導事項) 1件(給与1)		
1) 同一週内に週休日の振替ができず、1週間の勤務時間が38時間45分を超えたため、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額が支給されていた時間外勤務手当について、当該週に別の週の週休日を振り替えたことにより、1週間の勤務時間が38時間45分を超えておらず、過大に支給されているものがあつた。		1) (発生原因の検証結果) 事業課及び幹事課で制度の認識が十分でなかったことが主な原因である。(今後の対応策等) 過大支給分については、返納済みである。本事案について各課と情報共有し、やむをえず同一週外の振替となる場合は、該当職員との振替状況を個別に管理することで、再発防止に努める。

監査対象機関	観光文化部 観光資源課 (南アルプス観光振興室)	
監査対象期間	令和3年度	
監査実施日	令和4年6月3日、8月17日	
	監査の結果	講じた措置

(指導事項) 3件(支出1、財産1、契約1)		
1) 隠れた武田二十四将発掘発信事業費補助金について、補助事業に要する経費の配分の変更(役務費が20%以上増加)があつたが、補助金交付要綱第5条(1)に定める変更承認申請書が提出されておらず、変更の手続がされていなかった。		1) (発生原因の検証結果) 補助金交付要綱第5条第1項ただし書きにある「補助事業の目的の達成に支障をきたさない細部の変更であつて、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合」に該当すると解釈したため、変更手続は不要であると認識していた。(今後の対応策等) 今後は、適切に事務処理が行われるよう、補助金交付要綱等の確認を徹底するとともに、補助金等交付規則所管課に相談するなど、再発防止に努める。
2) 借受財産について、公有財産事務取扱規則第54条第2項に規定する移動報告が行われていないものがあつた。		2) (発生原因の検証結果) 土地単価の見直しに基づく移動報告は不要であつたため、借受財産の金額変更についても報告不要と誤って認識していた。(今後の対応策等) 資産活用課に借受財産に係る移動報告書の提出を行った。今後は、規則等に則り適切な事務処理に務めるとともに、相談内容を記録したうえで課・室内や相手方と情報を共有し、再発防止に努める。
3) 次の契約書の情報セキュリティに関する		3) (発生原因の検証結果)

特記事項に、受託業者は、発注者である山梨県知事に対して、受託業務に係るセキュリティ責任者及び業務従事者を書面で明らかにしなければならぬと定められているが、履行されていなかった。	特記事項に関する認識が不十分だったことにより、受託者からの報告を受けていなかった。(今後の対応策等) 事業が完了していない南アルプス観光高付加価値化調査検討業務委託契約書については、速やかに受託業者から書面で提出させた。今後は事務処理に遺漏のないよう、同様の契約を締結する際には、契約条項を複数の職員で再確認し、再発防止に努める。
--	---

監査対象機関	観光文化部 文化振興・文化財課	
監査対象期間	令和3年度	
監査実施日	令和4年6月14日、8月17日	
	監査の結果	講じた措置

(指導事項) 1件(物品1)		
1) 県指定文化財である化石6点が所在不明のままであつた。		1) (発生原因の検証結果) 当該備品は、平成6年に県に寄贈されたものであるが、寄贈の手続において、台帳記載などが適切に行われなかったため、全てが学術文化財課に引き渡されていなかったにもかかわらず、その状況が把握できないまま今日に至つたものと思われる。不足する事実上、早い段階で対応できなかったのは、毎年行っている備品の現品確認の際に、箱に収容されている備品全てについて梱包を解いて個別に確認すべきところこれを怠つていたこと、また、現品確認とは別の機会に、当該備品の調査が行われた記録が確認できたが、課内での情報共有や引き継ぎが行われず、組織的な対応がとられていなかったことなどが考えられる。(今後の対応策等) 令和元年度の行政監査受検の際に、備品台帳の数と現品の数の不一致が判明した後、県HPにおいて、また、国、都道府県、県内市町村、県内博物館施設、県立高校、県内大学等に情報提供を呼びかけたところ、7点のうち1点が発見された。また、所在不明の化石ではなかったものの、これまで5件の情報が寄せられたところである。令和4年、県の指定管理施設から情報が寄せられ、実物を確認したところ、所在不明の化石2点と一致した。継続的に情報提供を呼びかけることの効果が認められる。県指定天然記念物が所在不明となつている事由をもって当該天然記念物の指定を解除す

ることは文化財保護の観点から不適当。発見の可能性が皆でない以上、当該備品の登録削除を行わず、当面、HPへの掲載や博物館における情報提供などにより、継続して情報提供を求めていくこととしたい。

監査対象機関	農政部 農政総務課
監査対象期間	令和3年度
監査実施日	令和4年7月15日、8月29日

監査の結果

講じた措置

(指導事項) 3件(給与3)

1) 同一週内に週休日の振替ができず、1週間の勤務時間が38時間45分を超えたため、勤務1時間当たりの給与額に25/1000の割合を乗じて得た額が支給されていた時間外勤務手当について、当該週に別の週の週休日を振り替えたことにより、1週間の勤務時間が38時間45分を超えておらず、過大に支給されているものがあつた。

(今後の対応策等)

過大に支給していた手当は令和4年8月に行い入手続を行い、既に納付済み。今後は、原課と幹事課でダブルチェックを行い、再発防止に努める。

2) 通勤手当の認定において、ICカードを利用した際の特典サービスが終了しているにもかかわらず、特典サービスが適用された手当額で認定し、過少に支給しているものがあつた。

2) (発生原因の検証結果)
特典サービスの終了についての認識とチェック体制が不十分だった。
(今後の対応策等)
過少に支給されていた手当は、認定修正を行い対応済み。
今後は、複数人でチェックを行い、再発防止に努める。

3) 現金支給に係る職員の年末調整還付金が給与資金前渡職員口座に滞留し、支給が遅延していた。

3) (発生原因の検証結果)
現金支給の職員の有無について、給与台帳で確認を行わなかったため。
(今後の対応策等)
今後は、年度当初に人事基本台帳により現金支給者をピッキングし、異職員ポータルシステムのソフトウェア機能により支給日に遅延がないよう管理し、再発防止に努める。

監査対象機関	農政部 農業技術課
監査対象期間	令和3年度
監査実施日	令和4年7月21日、8月29日

監査の結果

(指導事項) 1件(収入1)

1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。

1) (今後の対応策等)
収入未済の回収については、山梨県債権回

講じた措置

①農業改良資金貸付金償還金
過年度分 先数 12件 111,510,835円
②農業改良資金貸付金違約金
過年度分 先数 12件 19,762,252円

収及び処理マニュアル、山梨県農業改良資金債権管理要領に基づき、長期延滞債権者に対し償還金が早期に返済されるよう、電話や訪問面談を実施している。その中で、個々の状況を聞き取り、返済方法や返済時期について検討し、指導等を行っている。これらの取組により、今後も引き続き早期の返済を促していく。

また、返済が困難な案件については、訴えの提起や強制執行等、法的措置による回収に加え、債権回収会社や弁護士等の専門的知識を有する者への債権管理委託を検討している。

令和4年12月6日現在、償還金延滞者8名から1,269千円を回収し違約金延滞者5名から621千円を回収した。また、返済困難案件1件について、償還金及び違約金の支払を請求するため、現在控訴審係争中である。

監査対象機関	農政部 耕地課
監査対象期間	令和3年度
監査実施日	令和4年7月22日、8月29日

監査の結果

講じた措置

(指導事項) 1件(収入1)

1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。
工事請負契約公正入札違約金
過年度分 先数 1件 47,030,399円

1) (発生原因の検証結果)
関東地域の入札談合事件に関して、公正取引委員会の排除措置命令及び課徴金納付命令の効力が確定した業者に対して、契約約款に基づき公正入札違約金を測定したものの。
(今後の対応策等)
全ての民事調停が終結し、調停条項に定められた金額を回収することとなっている。
今後は、調停条項に基づいた金額が納付されるよう納付状況を管理していく。
但し、調停条項が不履行の場合には、調停内容は破棄され、当初の金額を回収する。

監査対象機関	農政部 中北農務事務所
監査対象期間	令和3年度
監査実施日	令和4年4月21日～22日、6月20日

監査の結果

講じた措置

(指導事項) 2件(収入1、財産1)

1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。
工事契約解除に伴う前払金返還利息
過年度分 先数 1件 29,672円

1) (発生原因の検証結果)
当事務所発注の工事を受注した事業者が倒産したことから、工事の出来高と契約解除に伴う違約金等を相殺したところ、前払金返還利息が発生し、破産管財人に請求したが、

<p>2) 取得用地に未登記のものがあつた。 令和2年度以前の未登記 82筆</p>	<p>配当されず未済となつた。 (今後の対応策等) 令和2年12月10日付けで甲府地裁により費用不足を理由に破産手続の異時廃止が決定されたため、令和3年3月30日に徴収停止を決定している。 今後も、徴収停止を継続するが、債務者が自発的に債務を履行するときは、これを受領することができるため、引き続き推移を注視していく。 2) (発生原因の検証結果) 過年度未登記の主な発生原因としては、多数の相続人、行方不明者、用地境界が未確定であることなどがあげられる。 (今後の対応策等) 新たな未登記が発生しないように、計画の段階から権利関係者への働きかけや情報収集を積極的に行い、障害の発生を未然に防ぎ、現年度の登記を確実に実施する。 過年度未登記地については、土地改良事業完了後、施設や用地は市町村に譲与することが原則となっていることから、管内市町村が譲与を受けようとして協議を進めていく。 なお、未登記台帳と市町村譲与財産の精査を行った結果、1筆が譲与済みであることが判明したことから、令和2年度以前の未登記数は81筆に減少した。</p>
--	---

<p>監査対象機関 農政部 岐阜農務事務所 監査対象期間 令和3年度 監査実施日 令和4年4月19日～20日、5月31日</p>	<p>監査の結果 (指導事項) 3件(収入1、支出1、財産1) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。 工事請負契約公正入札違約金 過年度分 先数 27件 473,355,473円</p>	<p>講じた措置 1) (発生原因の検証結果) 岐阜地域の入札談合事件に関して、公正取引委員会の排除措置命令及び課徴金納付命令の効力が確定した業者に対して、契約約款に基づき公正入札違約金を測定したもつた。 (今後の対応策等) 民事調停を締結した全ての業者からは、調停条項に定めた金額のみ回収する。民事調停を締結しなかつた業者に対しては、引き続き督促を行うとともに、法人として体をなしていない業者に対し、地方自治法施行例第171条の5第1号の「徴収停止」を適用できるか、検討を行っていく。 ※民事調停を締結しなかつた業者のうち、事業を継続しており徴収停止の適用が難しい</p>
--	--	---

<p>監査対象機関 農政部 岐阜農務事務所 監査対象期間 令和3年度 監査実施日 令和4年4月19日～20日、7月5日</p>	<p>監査の結果 (指導事項) 2件(財産1、重点事項1) 1) 取得用地に未登記のものがあつた。 令和2年度以前の未登記 146筆</p>	<p>考えられる1社については、令和4年9月から違約金を分割して納付している。 2) (発生原因の検証結果) 資金前渡を行った職員が制度を理解していなかつたことに加え、実際に支払を行ったかどうかの確認が不十分であつたことによる。 (今後の対応策等) 資金前渡を行った場合、即日を支払等を行ったかの確認を複数の職員で行うことにより、再発防止を図っていく。 3) (発生原因の検証結果) 令和2年度以前の未登記180筆のうち、2筆を12月上旬までに解消した。 (今後の対応策等) 「過年度未登記処理方針」に基づき、引き続き未登記の解消に取り組んでいく。</p>
---	---	--

<p>監査対象機関 農政部 富士・東部農務事務所 監査対象期間 令和3年度 監査実施日 令和4年4月21日～22日、6月20日</p>	<p>監査の結果 (指導事項) 1件(財産1) 1) 取得用地に未登記のものがあつた。 令和2年度以前の未登記 6筆</p>	<p>1) (今後の対応策等) 未登記となつている過年度分(146筆)については、未登記原因の調査及び原因に応じた対策を講じ、うち2筆については年度内に解決する見込み。今後も、未登記案件について地元役場と積極的な連携を図るとともに、「過年度未登記処理方針」に基づき、引き続き未登記の解消に取り組んでいく。 2) (発生原因の検証結果) 毒物及び劇物取締法の規定を承知していなかつた。 (今後の対応策等) 鍵のかかる収納保管庫を購入し、鍵の管理者を定めるとともに、鍵の管理簿及び毒物劇物管理簿(受払簿)を作成した。また、収納保管管理について徹底したトータル管理ができるよう責任者を定めた。</p>
---	---	---

<p>監査対象機関 農政部 富士・東部農務事務所 監査対象期間 令和3年度 監査実施日 令和4年4月21日～22日、6月20日</p>	<p>監査の結果 (指導事項) 1件(財産1) 1) 取得用地に未登記のものがあつた。 令和2年度以前の未登記 6筆</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) 相続人同士のトラブルによる相続の未了</p>
---	---	--